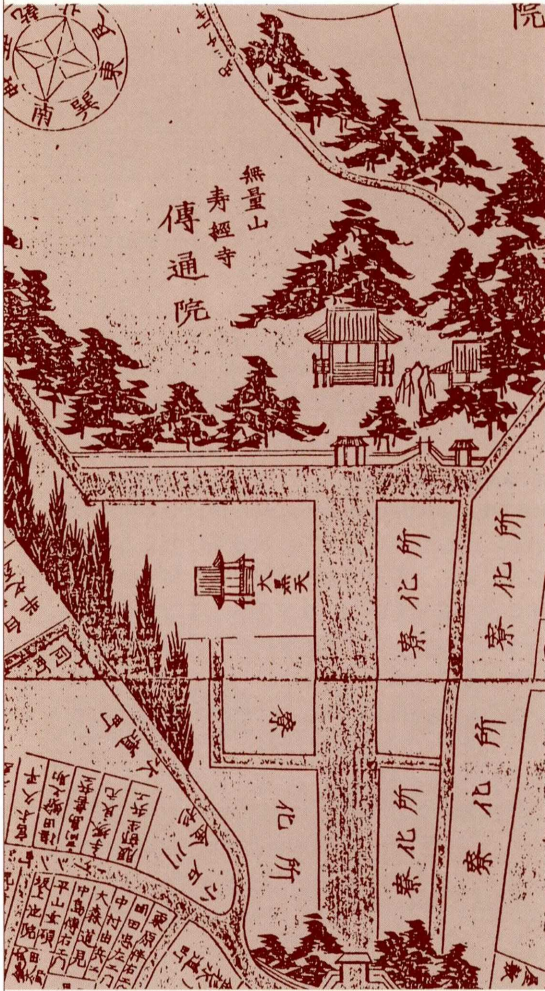


當院領武蔵國豊後郡若菜郷角
 八拾九石七斗餘雜司左衛門内威拾石
 貳斗餘助込村之拾貳石七斗餘
 并込村拾石八斗餘下村九拾石
 九斗餘袋村之拾貳石七斗餘并村
 拾二石七斗餘以上三百石外并為
 月溪院當院於未明村三百石於谷
 六百石奉令下收納并院内竹不
 諸段等免除品布永年有相違
 十七石四斗

貞享五年六月一日

傳通院

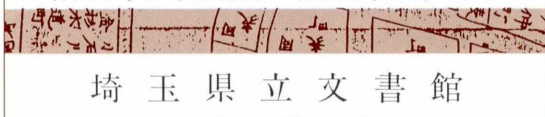


昭和63年 1月23日(土)~昭和63年 4月16日(土)

埼玉県立文書館

諸国寺社朱印状展2

— 武蔵国(御府内) —



開催にあたって

かつて武蔵国一宮氷川神社の神主をしていた大宮市西角井家文書には、全国各地の寺社朱印状が1000通以上含まれています。今回の収蔵文書展では、第2回目として御府内を中心とした31寺社のものを展示することにいたしました。

朱印状は、徳川歴代将軍が各地の由緒ある寺社に領地を与え、宗教活動を保護するために発給したものです。しかし、幕府の崩壊とともに原則として明治政府に回収され、その後なんらかの理由で一部は廃棄されてしまいました。

ここに展示する西角井家伝来の朱印状は、文書の生命ともいえる印章、花押部分を墨で塗り潰され、さらに上下に切断されたものがほとんどで、明治維新という歴史の一大変革期を、まさに文書そのものに刻印したものと いえます。

最後になりましたが、展示したこれら貴重な文書を寄託されている西角井正文氏をはじめ、各文書寄贈・寄託者に厚く御礼申し上げます。

昭和63年1月

埼玉県立文書館長 須藤和敬

展示解説

西角井家諸国寺社朱印状について

西角井家に伝存される朱印状（若干は花押を据えた判物、黒印状を含む）は、ほぼ完全な形のもの61通、上下に切断されたもの276通、上半分あるいは下半分しかないもの693通の合計1030通が整理されている。これらは、明治初年に西角井家の当主忠正氏が、新政府により回収・廃棄されたものを一括購求され保存してきたものである。

慶応4年（1868）閏4月19日、政治の一新をめざした新政府は太政官達をもって朱印状の回収を命じた。『復古記』によれば、全朱印寺社の約15%にあたる724寺社分が回収されたという。なお、朱印状は原則として将軍の代替り毎に出されたので、一寺社に9～12通程保存されていた。

明治政府の回収した寺社朱印状は、西角井家のほかに、内閣文庫に2680通、久能山東照宮に646通などがまとまって伝えられているが、いずれも一地域に集中している。それに対し西角井家のものは、武蔵国を中心に28ヵ国、458寺社にまたがり全国一の寺社朱印状群といえる。

しかし、西角井家のものだけは、前述したように回収後、何らかの事情により切断され朱印、花押の部分が塗り潰され、著しく原形が損じられている。そこで今回の展示にあたっては、半分しか残っていないものについても『新編武蔵風土記稿』『寛文朱印留』『江戸幕府寺院本末帳集成』などを使って寺社名の確定に努力した。たとえば、No21の下半欠の朱印状の場合、寛文5年（1665）に豊島郡で100石の朱印地をもっていたことから『寛文朱印留』により浄土宗西福寺宛で、寺領は千駄木村にあったことが判明する。そして『新編武蔵風土記稿』の千駄木村の

項により浅草の西福寺であったことが確認されるのである。

御府内朱印寺社の特色

今回展示した朱印状は、御府内を中心に現在の東京都23区内の寺社のものである。これらの特色としては、次のような点を指摘することができる。

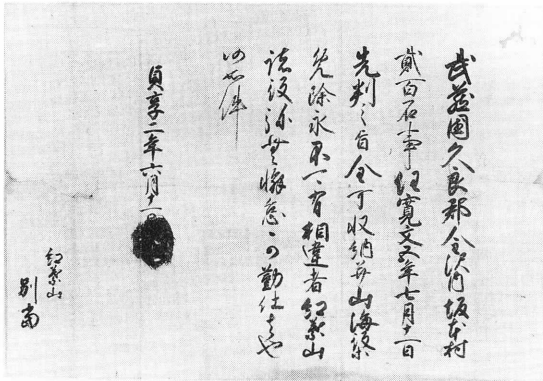
まず第一に、将軍家の菩提所である増上寺や寛永寺など幕府と密接な寺院が数多くみられることである。宗派的にみると、家康が積極的な保護を与えた浄土宗の勢力が強く、伝通院、雲光院、大養寺、西福寺、感応寺などは、いずれも将軍家ゆかりの人々が開基となっている。

第二には、朱印地の成立が比較的遅いことがあげられる。これは江戸市街地の形成時期からも当然といえるが、第二代将軍秀忠の元和・寛永初年にはじめて朱印状を交付された寺社が多い。また、市街地の寺社ということから、朱印地がその寺社の所在地から離れているものもみられる。

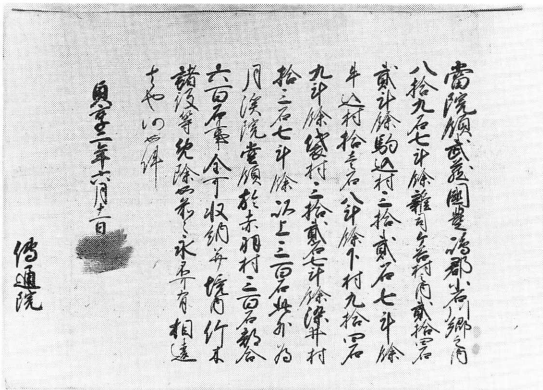
第三には、第五代将軍綱吉の時代に新たに朱印地を与えられたり、加増をうけた寺社が多いことである。特に綱吉の生母桂昌院の影響が強く、桂昌院の開基した新義真言宗の護国寺には3回にわたり700石、また隆光という傑出した僧侶が出た同宗の知足院（後の護持院）にも2回で1000石の追加寄進をしている。このほか他宗でも浄土宗の感応寺や日蓮宗の幸龍寺などに新たな寄進が行われ、綱吉時代は江戸市中寺院の隆盛期といえる。

（参考文献）『大日本寺院総覧』『江戸名所図会』

『寛文朱印留』『江戸幕府寺院本末帳集成』『新編武蔵風土記稿』『諸国寺社朱印状集成』等



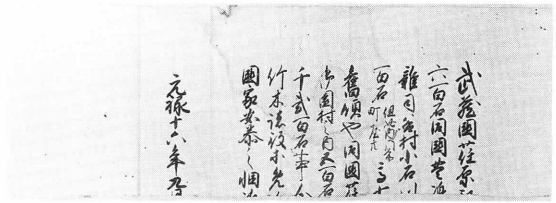
7 徳川綱吉朱印状 江戸城内(千代田区千代田)※紅葉山別当宛
江戸城内紅葉山の東照宮と歴代将軍の御霊屋に奉仕する僧侶に与えられた朱印状。付近には、徳川家康が金沢文庫を模してつくったものを起源とする、紅葉山文庫もあった。初めて朱印状が出されたのは、寛文5年(1665)。



12 徳川綱吉朱印状 小石川村(文京区小石川)伝通院宛
室町時代の応永22年(1415)創建。慶長7年(1602)に家康の生母水野氏が葬られ、また家光の子亀松丸(月溪院)の墓所もあり、幕府の手厚い保護をうけた。



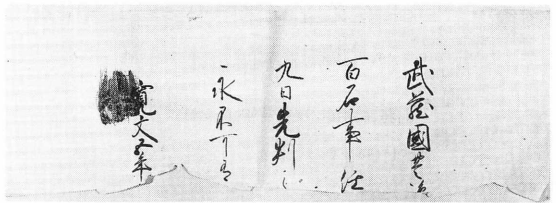
17 徳川秀忠朱印状 西久保(港区虎ノ門)大養寺宛
慶長16年(1611)に、将軍秀忠の御局観崇院殿が開基し、寛永2年(1625)に、秀忠から朱印地50石を与えられた。



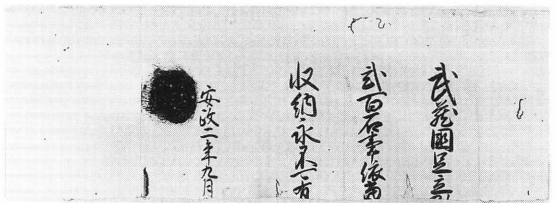
11 徳川綱吉朱印状 雑司谷村(文京区大塚)護国寺宛
将軍綱吉の生母桂昌院が開基となって、天和元年(1681)に建立。将軍家の祈禱寺院として隆盛をきわめ、またたく間に寺領も1,200石となった。下半欠であるが、文書の年月と朱印高から護国寺宛と判明する。



15 徳川家重朱印状 深川(江東区三好)雲光院宛
慶長16年(1611)に徳川家康の侍女阿茶局が開基。はじめ馬喰町にあったが、神田岩井町さらに天和2年(1682)から深川へ移る。寛永14年(1637)に50石の朱印地。下半欠だが、西ヶ原村等に50石とあり寺院名が判明。



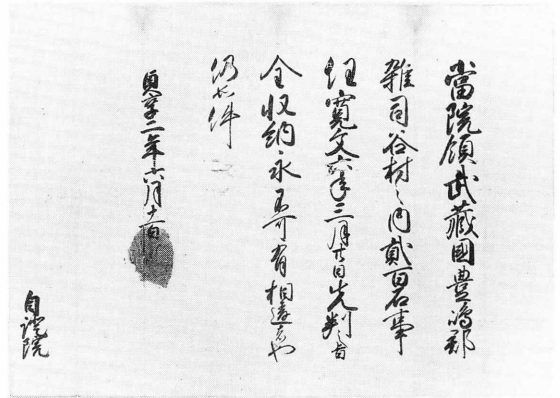
21 徳川家綱朱印状 浅草(台東区蔵前)西福寺宛
当寺はもと駿府(現静岡市)にあったが、慶長3年(1598)に神田駿河台下、さらに寛永15年(1638)に浅草へ移る。初出の朱印は、寛永13年である。下半欠であるが、寛文5年(1665)に豊島郡に朱印地100石をもっていたのは当寺だけ。



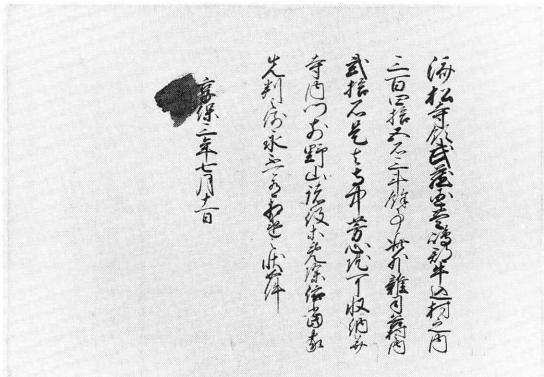
22 徳川家定朱印状 千駄木村(文京区千駄木)世尊院宛
下半欠であるが、武蔵国足立郡で200石の寺社領があったのは、常光村(現鴻巣市)の豊島郡千駄木村世尊院領だけである。当寺は元禄8年(1695)に、綱吉の妾お伝の方の開基。



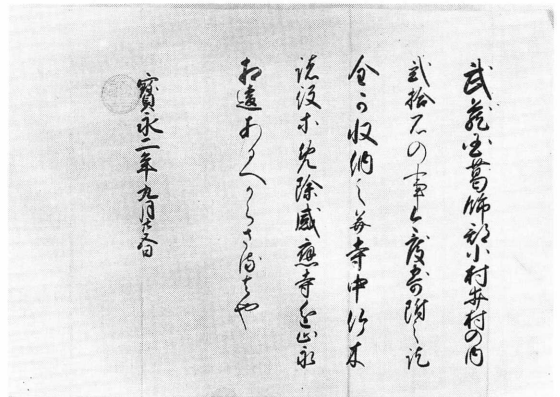
19 徳川秀忠朱印状 西久保（港区虎ノ門）天徳寺宛
室町時代の創建と伝えるが、幾度か寺地をかえ、慶長16年（1611）に西久保の地に再建。元和9年（1623）秀忠から、先の証文を焼失したので50石の朱印状が再交付された。



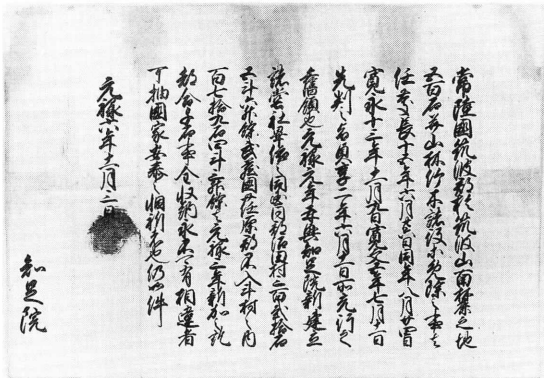
23 徳川綱吉朱印状 市ヶ谷（新宿区市谷富久町）自証院宛
尾張徳川光友の夫人千代姫菩提のために、寛永17年（1640）に創建。はじめ日蓮宗であったが、万治年中に天台宗となる。寛文6年（1666）に朱印地200石を与えられた。



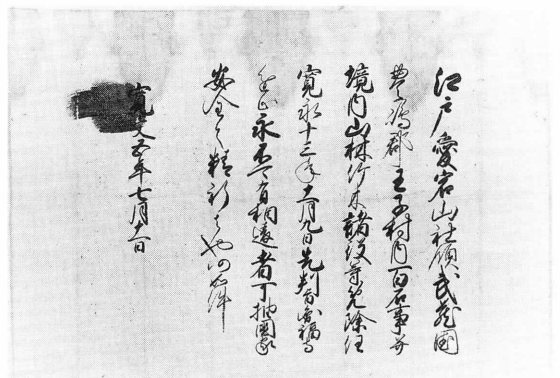
25 徳川吉宗朱印状 牛込村（新宿区豊町）濟松寺宛
春日局とともに将軍家光に仕えた侍女素心尼が、正保3年（1646）に開基。寛文5年（1665）に朱印地345石3斗余が与えられた。



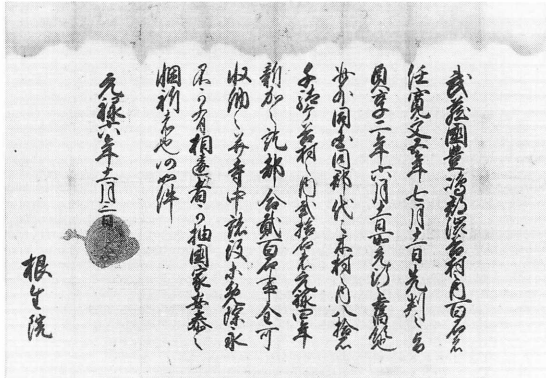
27 徳川綱吉朱印状 本所牛島（墨田区堤通付近カ）*感応寺宛
慶安4年（1651）に、徳川秀忠の侍女清薫尼が出家して開山。はじめ清薫寺と称したが、のち桂昌院の取立てで感応寺と改め、宝永2年（1705）に朱印地20石の寄進をうける。



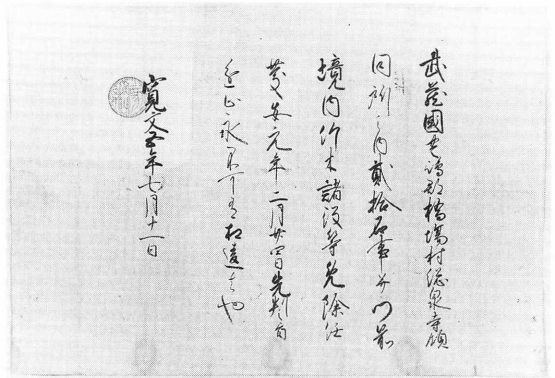
31 徳川綱吉朱印状 神田橋外（千代田区神田）*知足院宛
常州筑波山別当知足院の別院で、はじめ新義真言宗江戸四箇寺の一つ。元禄9年（1696）に將軍綱吉の深い帰依をうけた隆光の時に護持院と改称。享保2年（1717）火災により焼失し、護国寺の境内に移る。



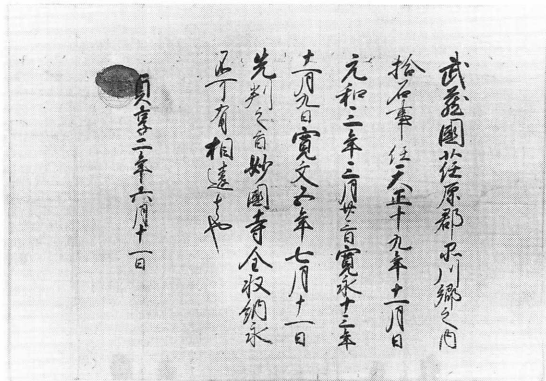
33 徳川家綱朱印状 芝（港区愛宕）愛宕山社（別当円福寺）宛
当社の別当円福寺は、新義真言宗江戸四箇寺の一つ。慶長15年（1610）の創建と伝え、寛永13年（1636）に豊島郡王子村で100石の朱印地を与えられた。



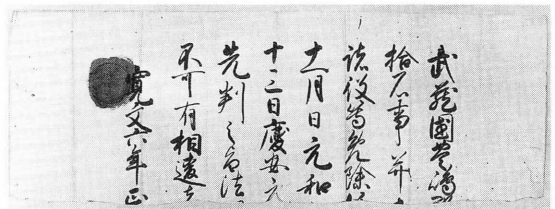
36 徳川綱吉朱印状 湯島（文京区湯島）※根生院宛
寛永年間の創建で、寛文5年（1665）に朱印地100石、さらに元禄4年（1691）に200石に増加。貞享4年（1687）からは、新義真言宗江戸四箇寺の一つとなる。



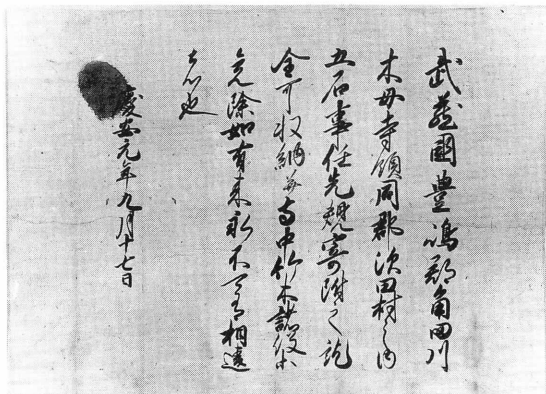
37 徳川家綱朱印状 橋場（台東区橋場）※総泉寺宛
当寺は平安時代の創建で、のちに千葉介守胤、佐竹義宜などが再興したと伝える。曹洞宗江戸三箇寺の一つで、慶安元年（1648）に20石の朱印地が与えられた。



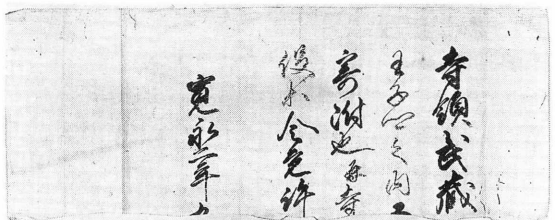
39 徳川綱吉朱印状 南品川宿（品川区南品川）妙国寺宛
弘安8年（1285）の創建と伝え、以来武士の信仰を集めた。天正19年（1591）に10石の朱印地を与えられ、日蓮宗妙満寺派江戸触頭三ヵ寺の一つであった。



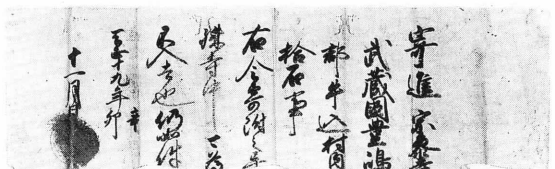
44 徳川家綱朱印状 雜司谷村（豊島区南池袋）法明寺宛
天正19年（1591）に10石の朱印。家綱の寛文6年（1666）の安堵朱印状はめずらしい。法明寺内の日蓮宗大行院が管理する鬼子母神は、江戸庶民の信仰を集めた。



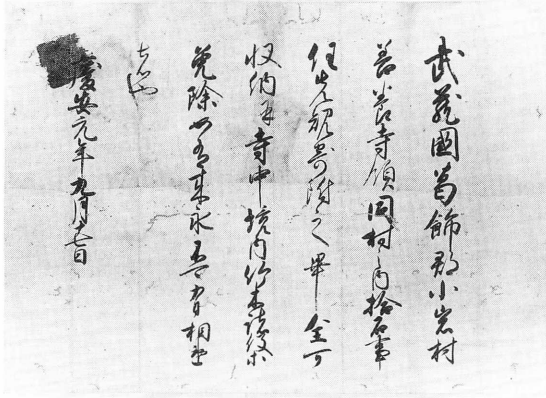
40 徳川家光朱印状 隅田村（墨田区堤通）木母寺宛
当寺境内には、謡曲「隅田川」で有名な梅若丸の塚がある。慶安元年（1648）5石を寄進され、さらに寛文5年（1665）に20石を追加された。



46 徳川秀忠朱印状 浅草（台東区浅草）※幸龍寺宛
寛永2年（1625）に王子郷で朱印地を与えられていることから寺院名が特定できる。当寺は、天正19年（1591）に湯島に創建され、寛永年中に浅草へ移転。



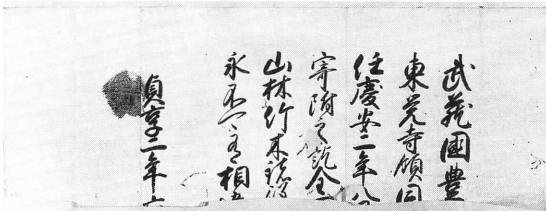
48 徳川家康朱印状 牛込村（新宿区弁天町）宗参寺宛
室町時代の天文13年（1544）に、在地豪族の牛込勝行が父の菩提のために建立し、天正19年（1591）に朱印地10石を寄進された。



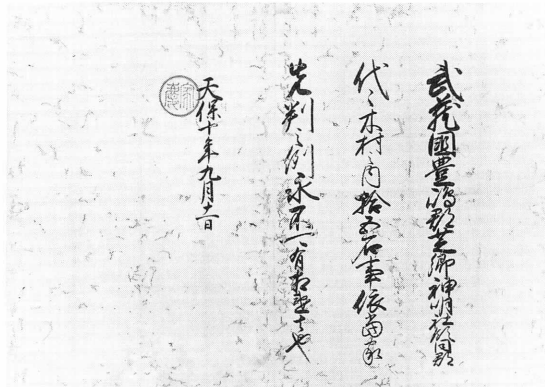
50 徳川家光朱印状 小岩村（江戸川区東小岩）善養寺宛
新義真言宗の寺で、慶安元年(1648)に朱印地10石を与えられた。



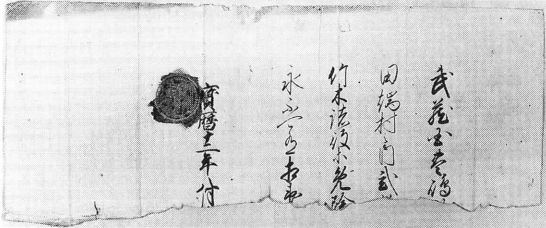
51 徳川吉宗朱印状 稲付村（北区赤羽西）普門院宛
新義真言宗の寺で、慶安2年（1649）に14石2斗余の朱印地が与えられた。



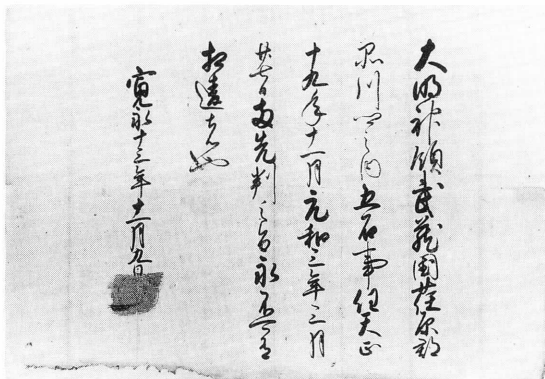
53 徳川綱吉朱印状 田端村（北区田端）東覚寺宛
豊島郡で、慶安2年（1649）に朱印地をはじめて与えられた東覚寺ということから、『江戸幕府寺院本末帳集成』により田端村のものと確定できる。



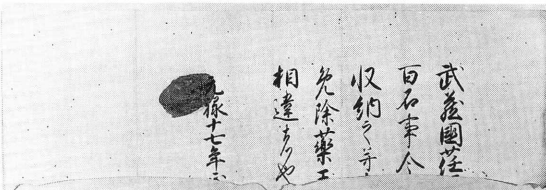
56 徳川家慶朱印状 芝（港区芝）飯倉神明社宛
飯倉とは、古代に伊勢神宮の御厨があったことから称されたもので、かつては増上寺の境内辺に鎮座していたといわれる。



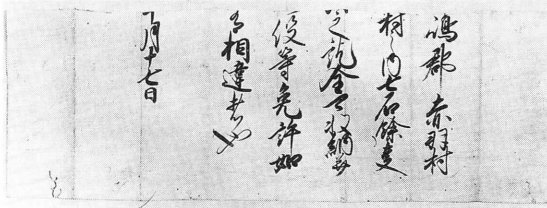
54 徳川家治朱印状 田端村（北区田端）興楽寺宛
豊島郡田端村で20石の朱印地をもっていたのは、新義真言宗興楽寺である。



58 徳川家光朱印状 南品川宿（品川区南品川）貴布祿大明神宛
文書には「大明神」とのみ書かれているが、南品川宿の鎮守貴布祿社のこと。天正19年(1591)に朱印地5石。



55 徳川綱吉朱印状 市ヶ谷（新宿区市谷）※薬王寺宛
元禄17年（1704）に、武蔵国荏原郡で100石の朱印地を与えられたのは、『徳川実紀』の記述より市ヶ谷薬王寺である。



59 徳川家光朱印状 赤羽村（北区赤羽町）八幡社宛
赤羽村に7石余の朱印地ということから、八幡社と確定できる。当社は近隣5カ村の総鎮守。

展 示 文 書 目 録

番号	文 書 名 (対象寺社名)	年 号 (西暦)	文 書 番 号	備 考
1	・徳川綱吉判物（豊島郡上野寛永寺宛）	元禄13年（1700）	西角井家6178	切 断
2	・徳川綱吉東叡山法度（豊島郡上野寛永寺宛）	元禄13年（1700）	西角井家6982	切 断
3	・江戸幕府老中連署東叡山領目録（豊島郡上野寛永寺宛）	宝暦12年（1762）	西角井家6179	切 断
4	徳川家慶判物（豊島郡上野寛永寺宛）	天保10年（1839）	西角井家6180	切 断
5	・徳川家治朱印状（豊島郡上野寛永寺内浄名院宛）	宝暦12年（1762）	西角井家6194	切 断
6	・徳川秀忠黒印状（豊島郡芝増上寺普光観智国師宛）	慶長17年（1612）	西角井家6191	切 断
7	・徳川綱吉朱印状（江戸城内紅葉山東照宮別当宛）	貞享2年（1685）	西角井家6164	切 断
8	徳川吉宗朱印状（江戸城内紅葉山東照宮別当宛）	享保3年（1718）	西角井家6165	切 断
9	徳川家重朱印状（江戸城内紅葉山東照宮別当宛）	延享4年（1747）	西角井家6166	切 断
10	徳川綱吉朱印状（豊島郡雑司谷村護国寺宛）	元禄10年（1697）	西角井家6206	上半欠
11	・徳川綱吉朱印状（豊島郡雑司谷村護国寺宛）	元禄16年（1703）	西角井家6207	下半欠
12	・徳川綱吉朱印状（豊島郡小石川村伝通院宛）	貞享2年（1685）	西角井家6172	切 断
13	徳川家重朱印状（豊島郡小石川村伝通院宛）	延享4年（1747）	西角井家6173	切 断
14	徳川家治朱印状（豊島郡小石川村伝通院宛）	宝暦12年（1762）	西角井家6174	切 断
15	・徳川家重朱印状（葛飾郡深川村雲光院宛）	延享4年（1747）	西角井家6203	下半欠
16	徳川家治朱印状（葛飾郡深川村雲光院宛）	宝暦12年（1762）	西角井家6204	下半欠
17	・徳川秀忠朱印状（豊島郡西久保村大養寺宛）	寛永2年（1625）	西角井家6160	切 断
18	徳川家慶朱印状（豊島郡西久保村大養寺宛）	天保10年（1839）	西角井家6163	切 断
19	・徳川秀忠朱印状（豊島郡西久保村天徳寺宛）	元和9年（1623）	西角井家6184	切 断
20	徳川家光朱印状（豊島郡西久保村天徳寺宛）	[寛永13年](1636)	西角井家6185	上半欠
21	・徳川家綱朱印状（豊島郡浅草西福寺宛）	寛文5年（1665）	西角井家6222	下半欠
22	・徳川家定朱印状（豊島郡千駄木村世尊院宛）	安政2年（1855）	西角井家6028	下半欠
23	・徳川綱吉朱印状（豊島郡市ヶ谷自証院宛）	貞享2年（1685）	西角井家6186	切 断
24	徳川家慶朱印状（豊島郡市ヶ谷自証院宛）	天保10年（1839）	西角井家6187	切 断
25	・徳川吉宗朱印状（豊島郡牛込村済松寺宛）	享保3年（1718）	西角井家6168	切 断
26	徳川家定朱印状（豊島郡牛込村済松寺宛）	安政2年（1855）	西角井家6171	切 断
27	・徳川綱吉朱印状（葛飾郡本所村感応寺宛）	宝永2年（1705）	西角井家6988	完 形
28	徳川吉宗朱印状（葛飾郡本所村感応寺宛）	享保3年（1718）	西角井家6989	完 形
29	徳川家重朱印状（葛飾郡本所村感応寺宛）	延享4年（1747）	西角井家6990	完 形
30	徳川家斉朱印状（葛飾郡本所村感応寺宛）	天明8年（1788）	西角井家6992	完 形
31	・徳川綱吉朱印状（豊島郡神田橋外知足院宛）	元禄6年（1693）	西角井家6193	切 断
32	徳川吉宗朱印状（豊島郡神田橋外知足院宛）	[享保3年](1718)	西角井家6220	上半欠

番号	文 書 名 (対象寺社名)	年 号 (西暦)	文 書 番 号	備 考
33	・徳川家綱朱印状 (豊島郡芝愛宕山社別当円福寺宛)	寛文5年(1665)	西角井家6158	切 断
34	徳川綱吉朱印状 (豊島郡芝愛宕山社別当円福寺宛)	貞享2年(1685)	西角井家6159	切 断
35	徳川綱吉朱印状 (豊島郡湯島根生院宛)	貞享2年(1685)	西角井家6175	切 断
36	・徳川綱吉朱印状 (豊島郡湯島根生院宛)	元禄6年(1693)	西角井家6176	切 断
37	・徳川家綱朱印状 (豊島郡橋場村総泉寺宛)	寛文5年(1665)	西角井家6192	切 断
38	徳川家綱朱印状 (荏原郡南品川宿妙国寺宛)	寛文5年(1665)	西角井家6242	下半欠
39	・徳川綱吉朱印状 (荏原郡南品川宿妙国寺宛)	貞享2年(1685)	西角井家6241	切 断
40	・徳川家光朱印状 (葛飾郡隅田村木母寺宛)	慶安元年(1648)	西角井家6134	切 断
41	徳川綱吉朱印状 (葛飾郡隅田村木母寺宛)	貞享2年(1685)	西角井家6135	切 断
42	徳川家重朱印状 (葛飾郡隅田村木母寺宛)	延享4年(1747)	西角井家6136	切 断
43	徳川家治朱印状 (葛飾郡隅田村木母寺宛)	宝暦12年(1762)	西角井家6137	切 断
44	・徳川家綱朱印状 (豊島郡雑司谷村法明寺宛)	寛文6年(1666)	西角井家6223	下半欠
45	徳川家治朱印状 (豊島郡雑司谷村法明寺宛)	宝暦12年(1762)	西角井家6219	下半欠
46	・徳川秀忠朱印状 (豊島郡浅草幸龍寺宛)	寛永2年(1625)	西角井家6195	下半欠
47	徳川家光朱印状 (豊島郡浅草幸龍寺宛)	寛永13年(1636)	西角井家6196	下半欠
48	・徳川家康朱印状 (豊島郡牛込村宗参寺宛)	天正19年(1591)	西角井家6190	下半欠
49	徳川綱吉朱印状 (豊島郡牛込村宗参寺宛)	貞享2年(1685)	西角井家6226	下半欠
50	・徳川家光朱印状 (葛飾郡小岩村善養寺宛)	慶安元年(1648)	西角井家6143	切 断
51	・徳川吉宗朱印状 (豊島郡稲付村普門院宛)	享保3年(1718)	西角井家6182	切 断
52	徳川家重朱印状 (豊島郡稲付村普門院宛)	延享4年(1747)	西角井家6183	切 断
53	・徳川綱吉朱印状 (豊島郡田端村東覚寺宛)	貞享2年(1685)	西角井家6217	下半欠
54	・徳川家治朱印状 (豊島郡田端村興楽寺宛)	宝暦12年(1762)	西角井家6233	下半欠
55	・徳川綱吉朱印状 (豊島郡市ヶ谷薬王寺宛)	元禄17年(1704)	西角井家6244	下半欠
56	・徳川家慶朱印状 (豊島郡芝飯倉神明社宛)	天保10年(1839)	西角井家6156	切 断
57	徳川家定朱印状 (豊島郡芝飯倉神明社宛)	安政2年(1855)	西角井家6157	切 断
58	・徳川家光朱印状 (荏原郡南品川宿貴布祢大明神宛)	寛永13年(1636)	西角井家6240	切 断
59	・徳川家光朱印状 (豊島郡赤羽村八幡社宛)	[慶安2年](1649)	西角井家6211	上半欠
60	徳川綱吉朱印状 (豊島郡赤羽村八幡社宛)	[貞享2年](1685)	西角井家6213	上半欠
61	江戸名所図会		西角井家 9559~9577	
62	上野一山絵図		稲生家 759	
63	増上寺惣絵図		稲生家 762	

- ※1 文書名の前に・印のあるものは、図版が本目録に掲載されていることを示す。
- ※2 寺社の所在地については、『新編武蔵風土記稿』『江戸幕府寺院本末帳集成』などを参照した。現行地名は、『日本寺院名鑑』等により図版の解説に記してある。但し、寺社名の前に※印のあるものは、移転、廃寺等により、そこに現存しないものである。
- ※3 備考欄は、各文書の現形を示した。ただし、「切断」とあるものについては、現在は修補を加えてある。
- ※4 会期中に、一部展示替えを行います。

曲事^ニ之^テ 作付^ル事

一 祭禮法事^ニ 鉢^ノ種^ノ之^ヲ執^ル之^ル 惣^ノ寺^ノ社^ノ山^ノ伏^ノ法^ノ衣^ノ袋^ノ取^ル亦^ニ万^ノ端^ノ種^ノ之^ヲ仕^ス事

一 町^ノノ^ノ舞^ノ之^ヲ儀^ノ樂^ノハ^ハ紙^ノ雖^レ為^ル以^テ杖^ノ持^ル人^ノ刀^ノ常^ニ不^レカ^ス事
作^付後^ノ在^ル表^ル事

一 百姓^ノ町^ノ人^ノ衣^ノ販^ノ指^ノ袖^ノ本^ノ綿^ノ麻^ノ布^ノ以^テ以^テ内^ノ分^ノ限^ノ之^ヲ段^ノ之^ヲ事^子在^ル之^ヲ着^ル用^ル此^ノ外^ノ之^ヲ用^ル之^ヲ仕^ス事^ハ 作^付後^ノ在^ル表^ル事

附^リ、惣^ノ下^ノ女^ノ布^ノ木^ノ綿^ノ着^ル常^ニ同^ノ前^ノ之^ヲ事

一 所用^ノ之^ヲ達^ル諸^ノ町^ノ人^ノ挑^ル燈^ノ或^ハ去^ル通^ル若^シ長^シ持^ル事

一 御^ノ紋^ノ付^ル表^ル儀^ノ御^ノ止^ル所用^ノ与^ルヤ^ノ字^ノ之^ヲ書^ク事

一 御^ノ紋^ノ之^ヲ付^ル表^ル儀^ノ 作^付付^ル在^ル之^ヲも^も其^ノ旨^ニ之^ヲお^しる^事也

一 諸^ノ事^ノ洋^ノ借^ル物^ノ仕^ス者^ノ自^ラ分^ク之^ヲ子^ノ息^ノ商^ノ人^ノ又^ハ去^ル武^ノ士^ノ方^ノ出^ル家^ノ不^レ限^ル方^ノ之^ヲ儀^ノ並^ニ子^ノ形^ノ之^ヲ洋^ノ借^ル令^ノ或^ハ上^ノ納^ル令^ノ之^ヲ申^ス入^ル之^ヲ右^ノ通^ル文^ノ書^ノ入^ル

一 諸^ノ事^ノ洋^ノ借^ル物^ノ仕^ス者^ノ自^ラ分^ク之^ヲ子^ノ息^ノ商^ノ人^ノ又^ハ去^ル武^ノ士^ノ方^ノ出^ル家^ノ不^レ限^ル方^ノ之^ヲ儀^ノ並^ニ子^ノ形^ノ之^ヲ洋^ノ借^ル令^ノ或^ハ上^ノ納^ル令^ノ之^ヲ申^ス入^ル之^ヲ右^ノ通^ル文^ノ書^ノ入^ル

附^リ、惣^ノ下^ノ女^ノ布^ノ木^ノ綿^ノ着^ル常^ニ同^ノ前^ノ之^ヲ事

一 御^ノ用^ノを^レ達^ル候^ニ諸^ノ町^ノ人^ノ、挑^ル燈^ノ或^ハ通^ル箱^ノ長^シ持^ル等^ニ

御^ノ紋^ノ付^ル来^ル候^ニ儀^ノ相^レ止^ム、御^ノ用^ノ申^ス字^ノを^レ書^ク付^ス

御^ノ紋^ノを^レ付^ル間^ノ敷^ノ旨^ニ被^レ 仰^付候^間、在^ル之^ヲも^も其^ノ旨^ニ

可^レ相^レ心^得旨^ニ奉^レ畏^候

一 諸^ノ事^ノ拜^借物^ノ仕^ス候^者、自^ラ分^ク之^ヲ手^ノ廻^ル商^ノ人^ノ、又^ハ者

武^ノ士^ノ方^ノ出^ル家^ノ不^レ限^ル、方^々貸^シ置^ク候^手形^ニ、拜^借

金^ノ或^ハ者^ノ上^ノ納^ル金^ノ之^ヲ由^テ書^ク入^ル之^ヲ候^ニ、右^ノ之^ヲ通^ル文^ノ言^ノ書^ク入^ル

〔写真省略〕

申^間敷^候、若^シ上^ノ納^ル拜^借金^ノ之^ヲ由^テ書^ク入^ル、脇^{ヨリ}

取^置候^手形^{有^レ之^ト候^ハ、曲^事可^レ被^レ 仰^付旨}

奉^レ畏^候事

〔解説文には、適宜返り点、ルビを付した〕

五人組帳について

五人組とは、江戸時代に幕府が百姓・町人に作らせた隣保組織で、近隣の五戸を一組として、火災・キリシタン宗徒等の取締りや、納税・犯罪などの連帯責任を負わせたものです。

五人組帳は、五人組制度を実施するために、五人組の守るべき法令を列記し（五人組帳前書）村役人以下、五人組構成員が連名連印して違反しないことを誓約した帳簿です。

今回展示した山本大膳版「五人組帳前書」は、幕府の代官で武蔵国を支配した山本大膳が、法令の徹底を図り併せて寺子屋での習字の手本とするため、天保七年（一八三六）に出版したものです。

古文書解説コーナー (五人組帳前書 飯島(徳)氏収集六五〇)

一名主百姓名田畑持候大積名主式拾石以上
 百姓者拾石以上、夫内持候もの者、石高
 猥分ケ申間敷旨被_レ 仰渡_二奉_レ畏候、若相背申候ハ、
 何様之曲事_二も可_レ被_二仰付_一事
 御朱印之寺社領田畑屋敷、質物書入候とも
 取申間敷候、縦証文體有_レ之連も、
 御朱印之寺社領田畑屋敷者、外取候儀難_レ
 成候間、質物一切取申間敷候、此段相守可_レ申旨
 被_二仰渡_二奉_レ畏候、若相背申候ハ、何様之曲事
 にも可_レ被_二仰付_一候事
 耕作常々精出し、作之間ハ男女ともに相応
 之稼いたし可_レ申候、若作無精徒_ニ暮候もの
 於_レ有_レ之者五人組之内互_ニ致_二吟味_一異見可_レ申候、
 不用もの有_レ之候ハ、名主早々相断、弥名主
 為_二申聞_一、其上_ニも承引不_レ致候ハ、御役所_正
 可_レ申上_二候、若隱置候ハ、名主年寄五人組ともに
 曲事可_レ被_二仰付_一候事
 祭祀法事弥輕可_レ執行_レ之、惣_ニ寺社山伏法衣
 袈束等、万端輕可_レ仕事
 町人舞々猿樂ハ、縦雖_レ為_二御扶持人_一、刀帯不_レ申旨被_二
 仰渡_二奉_レ畏候事
 百姓町人衣服絹袖木綿麻布、以此内分限_ニ応_レ、
 妻子共_ニ可_レ着用_一、此外無用_ニ可_レ仕旨被_二仰渡_二
 奉_レ畏候事

一 耕作常々精出し、作之間ハ男女ともに相
 應之稼いたし可_レ申候、若作無精徒_ニ暮候もの
 於_レ有_レ之者五人組之内互_ニ致_二吟味_一異見可_レ申候、
 不用もの有_レ之候ハ、名主早々相断、弥名主
 為_二申聞_一、其上_ニも承引不_レ致候ハ、御役所_正
 可_レ申上_二候、若隱置候ハ、名主年寄五人組ともに
 曲事可_レ被_二仰付_一候事
 祭祀法事弥輕可_レ執行_レ之、惣_ニ寺社山伏法衣
 袈束等、万端輕可_レ仕事
 町人舞々猿樂ハ、縦雖_レ為_二御扶持人_一、刀帯不_レ申旨被_二
 仰渡_二奉_レ畏候事
 百姓町人衣服絹袖木綿麻布、以此内分限_ニ応_レ、
 妻子共_ニ可_レ着用_一、此外無用_ニ可_レ仕旨被_二仰渡_二
 奉_レ畏候事

LET'S TRY!

—挑戦してみませんか—

前回—LET'S TRY!—解説

口演

- 一 各々様益々御機嫌克被遊御座、恐悅至極奉存候、隨而私店之儀、年来呉服渡世仕来候処、御鼎頂之御蔭ヲ以、日増繁昌仕候段、千万難有仕合奉存候今般見世之儀普請出来致候間、当霜月朔日ちかづき五日之間見世開仕候、依之諸品相改、仕入方情々吟味仕、御目留ごめどまりり候様格別下直奉差上候間、当日より御賑々敷御入来被成下、多少不限御用向被仰付被下置候様、此段偏奉希上候、且又御懇意之御方様へも、宜敷御風聴之程、伏西奉願上候
- 一 御婚礼物品々 一 御帯解物品々 御帯地るゐ 一 仕立産着るゐ 右之外諸品新織物しな〜

杉戸宿新町

吉野屋

作兵衛

十一月朔日も五日之間

けいふつ奉差上候



離別之事 (中川家文書 846)

新収蔵文書展示目録

番号	文 書 名	年 号 (西曆)	文 書 番 号
新収蔵文書紹介コーナー			
1	水車組合議定書	明治22年 (1889)	高橋家文書
2	居水車営業継続願	明治23年 (1890)	高橋家文書
3	熊谷県暢発学校卒業証書	明治9年 (1876)	高橋家文書
4	埼玉県宗教学情一斉調査票	昭和23年 (1948)	埼玉県仏教会文書
5	埼玉県宗教学情一斉調査票記載事項の説明書	昭和23年 (1948)	埼玉県仏教会文書
6	帝都大震 火災系統地図	大正12年 (1923)	新藤家文書
7	武州下吉見領下細谷新田子御繩打帳	寛文12年 (1672)	岸田氏収集文書
8	和洋菓子覚帳	大正4年 (1915)	岸田氏収集文書
9	アサヒグラフ	昭和9年 (1934)	川田氏収集文書
10	学友会報	昭和4年 (1929)	川田氏収集文書
11	武田家印判状 (影写)	永祿4年 (1561)	大柴家文書
12	武田家印判状 (影写)	元龜3年 (1572)	大柴家文書
13	前権僧正某讓状	承安5年 (1175)	大柴家文書
古文書解説コーナー			
1	五人組帳 全 (山本大膳版)	天保7年 (1836)	飯島(徳)氏収集文書650
2	離縁状之事	寛政13年 (1801)	森田家文書5295
3	離別之事		中川家文書 846

※会期中に一部展示替えを行うことがあります。